

令和6年第4回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月22日（月）13時30分～14時11分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員
（16名）

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	1番	金子忠博
委員	2番	佐々木達也
委員	3番	高橋かおる
委員	4番	白澤克美
委員	5番	熊谷洋司
委員	6番	川村良道
委員	7番	川村和男
委員	8番	佐々木博博
委員	9番	星川忠博
委員	10番	藤原幸藏
委員	11番	佐藤俊孝
委員	12番	高原弘明
委員	13番	阿部江利子
委員	14番	白澤和実

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による農地の転用に伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、

日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について

日程第10 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第11 議案第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている等の証明申請に対する許否決定について

日程第12 議案第6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長	細越	一美
係長	泉山	弘道
主任主事	南幅	央毅

6 会議の概要

議長

それでは会議に先立ちまして、皆様にはお知らせいたします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。

また、議案の朗読は、表題のみといたします。

質問、意見や討論と、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いいたします。

また、発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるよう、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第4回矢巾町農業委員総会を開会いたします。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、当職より指名いたします。議席番号6番、川村良道委員、議席番号7番、川村和男委員、議席番号8番、佐々木博委員にお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、南幅央毅主任主事をお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により、当職よりご報告いたします。

3月22日、幹旋事業には佐藤俊孝委員、阿部江利子委員、事務局等で対応しております。この件は、成立したということで、詳細は報告があります。

4月1日、辞令交付式は、小職と事務局で対応いたしました。

4月11日、地域計画策定に係る話し合いは、間野々第2地区で開催し、阿部江利子委員、事務局で対応しております。

4月15日、農地転用現地調査は、金子忠博委員、川村和男委員、阿部江利子委員、事務局で対応し、場所は西徳田、土橋、広宮沢、和味、室岡地区となっております。

4月15日、あっせん会議と5役会議が開催されております。

4月22日、本日ですが、令和6年第4回矢巾町農業委員会総会が行われております。以上でございます。質疑がございましたら、挙手願います。

《なしの声》

議長

次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《報告第1号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局 それでは、報告第1号について補足説明いたします。

番号4の案件は、相続が発生してからかなりの日数が経過しており、相続登記の遅れ及び届け出を要することを把握していなかったため、この時期になったものです。

番号6の案件は、相続人は県外在住者ではありますが、農地近くに住む兄弟の方が、管理しているとのこと。以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら、挙手願います。質疑ございませんか。

議長 《なしの声》

議長 次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について事務局より、朗読させます。

事務局 《報告第1号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、報告第2号の補足説明をさせていただきます。

番号4及び5の案件は、当該農地を耕作していた盛岡市の●●●●が破産したことによる解約ですが、今後は、●●●●が耕作すると聞いております。以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

議長 《なしの声》

議長 では、次に進みます。

日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第1号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第1号の補足説明をいたします。お手元の資料No.1の農地法第3条調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項各号には、該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑がありましたら、挙手願います。質疑ございませんか。

佐々木博委員 はい、議長。

議長 はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員 8番、佐々木です。報告第2号、6番の合意解約案件が、議案第1号で●●さんから●●さんに所有権移転されるということですか。今後、耕作するのは●●さんということでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 8番、佐々木博委員の質問にお答えします。土地所有者の●●さんから売却したい意向があったことから、今までの耕作者の●●●●さんと解約し、今回、売買契約となったものです。以上でございます。

佐々木博委員 はい、議長

議長 はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員 8番、佐々木です。確認ですが、あっせん事業は受け手が耕作することを条件に売買されると認識していますが、間違いないでしょうか？

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 8番、佐々木委員のご質問にお答えします。あっせん事業は、農地法第3条または基盤法等により、所有権移転となりますが、あくまでも自分で耕作することが条件であり、転貸は禁止されております。以上でございます。

佐々木博委員 はい、議長。

議長 はい、佐々木委員。

佐々木博委員 8番、佐々木です。個人同士であれば、受け手の耕作が条件ですが、所有権移転をし、例えば法人に貸すとか、そういったパターンもあると思うのですが。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 法人の構成員が農地の所有権を取得し、その農地を法人に対して利用権設定による賃貸借をしようとする場合、同じ農地利用集積計画として、同じ総会で議決することにより可とする特例があります。以上でございます。

佐々木博委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

議長 その他、質疑ございますか。

議長 《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。 討論に入ります。討論がありましたら、挙手願います。

議長 《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは挙手により表決いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 《挙手多数（全員）》

議長 挙手全員ですので、許可することに決します。

議長 次に進みます。

議長 お諮りします。日程第8、議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用に伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件でございますので、一括して議題としてよろしいでしょうか。

議長 《異議なしの声》

議長 異議なしということで、一括して議題といたします。

議長 日程第8、議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第2号及び議案第3号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第2号、第3号の補足説明をさせていただきます。

議長 議案第2号の申請地の状況ですが、議案の次ページをご確認願います。

議長 役場の南西側約2.8kmに位置し、北側は県道不動盛岡線と近接しており、農地と宅地が混在し、集落を形成しております。農地区分につきましては、生産性の低い小団地の農地ですので、第2種農地です。

議長 続きまして、議案第3号の申請地の状況でございますが、議案の次のページをご確認願います。

議長 役場の東側約3.0kmに位置し、西側は町道風張4号線近接しており、農地の中に宅地が点在しております。農地区分は、10ha以上の一団の農地ですので、第1種農地でございます。

議長 この案件は、2月の総会の際に農家分家住宅用地として申請が出ておりまして、それに付随する上水道管を、農地の地中に設置する必要があることが判明したため、県の指導を受けて一時転用するものです。以上でございます。

議長 それでは、4月15日農地転用現地調査を行った農業委員により、調査結果報告を願います。 川村和男委員、お願いします。

川村和男委員

はい、7番、川村です。

4月15日に私と阿部江利子委員、金子忠博委員、事務局で現地調査を行いました。

番号1についてですが、当該農地は、農振白地であり生産性の高い農地ではない。利用時には敷鉄板を敷設する等、農地に対する影響を最小限に抑える計画である。高速道路床版取替工事に係る駐車場用地として、最小限の面積と判断されることから、一時転用はやむを得ないと判断する。

番号2についてですが、当該農地は、農振白地であり、生産性の高い農地ではない。農家分家住宅建築に係る上水道管敷設工事にあたり、最小限の面積と判断されることから、一時転用はやむを得ないと判断する。

なお、上水道管敷設する深さについては、耕作に影響がないよう、十分深さを確保するよう指導し、その施工状況が明確にわかる工事写真を撮影するように指示いたしました。以上でございます。

議長
事務局

ありがとうございます。その他補足説明等がございましたら説明願います。ありません。

議長
高原弘明委員
議長
高原弘明委員

それでは、質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

はい、議長。

12番、高原弘明委員。

12番、高原でございます。

議案第2号について、2点ほど質問させていただきます。資料NO.2の農地転用現地調査記録書のNO.1-5をご覧ください。この資料によると太田川橋のそばに工事現場を設置することとなっていますが、議案第2号の賃借人は「大白沢川橋床版取替工事」となっています。まったく違う川であり、大白沢川橋付近に設置したほうが利便性が高いと思うが、どこの場所の工事するのかを確認いたします。

2点目ですが、県道不動盛岡線と今回、使用貸借を結ぶこの農地は近接しているが、道路には接地しておりません。今回の対象地に行く場合、土地を横切っていくこととなりますが、横切られる土地の地権者との合意形成が図られているのでしょうか？

議案第3号について、1点確認いたします。今回は上水道管の敷設ということですが、この場所は下水道敷設は予定されているのでしょうか？以上でございます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

12番、高原委員の質問にお答えします。

議案第2号ですが、1点目の賃借人である共同事業体の名称については、「大白沢川橋」で間違いございません。工事場所としても「太田川橋」で間違いのないところです。名称の違いの経緯はわかりかねます。2点目についてですが、1-5の図面をご覧くださいますと、県道不動盛岡線との間にある雑種地も借りて、ハウス、倉庫、トイレ等を設置する予定となっており、そこと一体で現場事務所として使用することになっていることから、合意は取れていると考えられます。

議案第3号についてですが、下水道管敷設は別ルートで実施することとなっており、農地に関わらない状況です。以上でございます。

高原弘明委員
議長

はい、わかりました。

その他、質疑等ございますか。

《なしの声》

議長

それでは質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありましたら、挙手願います。 討論ございませんか。

《なしの声》

議長

討論なしと認めます。 それでは挙手により表決に入ります。

議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手全員ですので、許可することに決めます。
次に進みます。

藤原幸蔵委員 議長。
議長 10番、藤原幸蔵委員。
藤原幸蔵委員 10番、藤原です。
次の議案は、私が所属している農事組合法人サンやはばに関係することが含まれておりますので、退席の許可をお願いします。

議長 それでは、10番、藤原幸蔵委員について、議事参与の制限により、退席を許可します。退席するまで休憩といたします。
《休憩 13:58》
《再開 13:59》

議長 再開いたします。
日程第10、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題については事務局より朗読させます。

事務局 《議案第4号 朗読》
議長 補足説明を許します。
事務局 ありません。
議長 それでは、質疑に入ります。質疑がありましたら、挙手願います。質疑ございませんか。

佐藤俊孝委員 はい。議長。
議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。
佐藤俊孝委員 11番、佐藤俊孝です。
計画内容の3番について、適用のところに畦畔管理が所有者管理となっております。これは間違いないでしょうか。
5番について、借賃料が10a当り15,000円となっております。これまでの状況や本事案としても、若干高めではないかと考えますが、情報がありまじら教えてください。以上です。

事務局 はい、議長
議長 はい、事務局。
事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えします。
3番についてですが、申出書に畦畔管理は所有者がすると明記されておりますので、間違いございません。
5番については、賃料が安い場合は注意しておりましたが、今回については確認はしておりませんでした。再設定ということで、引き続きこの額になったのではないかと思います。以上でございます。

佐藤俊孝委員 承知しました。
議長 その他、質疑ございませんか。
《なしの声》

議長 それでは、質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。
《なしの声》

議長 それでは、討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。
議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であると意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
《挙手多数（全員）》
挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。次に移ります。
10番、藤原幸蔵委員が着席するまで、休憩いたします。
《休憩 14:02》
《再開 14:03》

議長 それでは再開いたします。
日程第11、議案第5号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行って等証明申請に対する可否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第3号 朗読》
議長 補足説明を許します。

事務局
議長

ありません。
それでは、質疑に入ります。 質疑がありましたら挙手を願います。
《なしの声》

議長

それでは、質疑なしと認めます。
討論に入ります。 討論がありましたら、挙手願います。
《なしの声》

議長

討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。
議案第5号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている等の証明申請に対する許可決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

議長

《挙手多数（全員）》
挙手全員ですので、許可相当として意見することに決します。
次に進みます。

日程第12、議案第6号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか判断するか否かの判断についてを議題といたします。 議題について事務局より朗読させます。

事務局
議長
事務局
議長
事務局

《議案第6号 朗読》
補足説明を許します。
はい、議長。
はい、事務局。
議案第6号について、補足説明をいたします。

番号1についてですが、当該農地は山林化しておりましたが、付近で松くい虫被害が発生したことにより、被害拡大防止のため、当該土地を含む周辺のアカマツの山林を補助金を活用して、被害の影響を受けないカラマツに樹種転換をするために伐採したところ、当該土地が農地であることが判明し、補助金の対象外となったことから、樹種転換を行った盛岡広域森林組合から、相談を受けていたものでございます。

番号2についてですが、当初、業者から当該土地周辺の山林原野で事業を行うため、同一世帯の方が所有する当該土地もあわせて購入し、事業を行いたいとの相談がありました。当該土地は、周辺山林原野も含めた事業用地全体の3分の1以内の面積で、農地転用の許可の例外の要件を満たしていたことから、事業規模に対する面積の妥当性を確認するため、事業計画の提出を求めているところ、この度、土地の所有者より、そもそも当該土地は非農地化しているとの相談があったことから、それを受けて、現地調査を行ったものでございます。以上でございます。

議長

それでは、4月15日に再生困難遊休農地現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。金子委員お願いします。

金子忠博委員

1番、金子忠博です。4月15日の月曜日、川村和男委員、阿部江利子委員、私と事務局で調査いたしました。

番号1について、当該土地は、周辺土地と一体となった山林であったとのことだが、松くい虫被害の発生により、樹種転換が必要となり、全ての木が伐採されていた。伐採後の伐根はされておらず、根が残っている状況となっている。

今後は、周辺の伐採した山林と同様に、松くい虫被害の影響を受けないカラマツを植樹し、樹種転換をする計画であり、農地として再生することが著しく困難であることから、非農地判断はやむを得ないと判断する。

続きまして、番号2についてでございます。当該土地は、周辺が山林原野に囲まれており、長年耕作されていないことから、荒廃化が進んでいる。周辺の山林原野の地形等の状況から、当該土地への侵入は容易ではなく、農作業における利便性が極めて低い状態となっている。

これらのことを総合的に見た場合、農地としての価値が失われている状況であり、農地として再生することも著しく困難であることから、非農地判断はやむを得ない判断とする。 以上でございます。

議長

その他、補足説明等がありますか。なければ、質疑に入ります。 質疑がありましたら、挙手願います。質疑ございませんか。
《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。 討論に入ります。討論がありましたら、挙手願います。
討論ございませんか。
《なしの声》

議長 討論なしと認めます。 挙手により、表決に入ります。
議案第 6 号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、非農地であると判断する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 《挙手多数（全員）》
挙手全員ですので、非農地であると判断することに決します。
以上で、議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。
みなさま、大変お疲れ様でした。
《終了 14:11》

以上は、令和 6 年 4 月 2 2 日、矢巾町役場 2－2 会議室において開催された、令和 6 年第 4 回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名人 _____ 番

議事録署名人 _____ 番

議事録署名人 _____ 番